

愛知県における高病原性鳥インフルエンザの
防疫措置について

平成21年8月
農林水産省

巻 頭 言

本年2月27日、愛知県において、我が国で初めて、うずらでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

愛知県等の関係機関の的確な防疫措置、農家の方々の御協力により、我が国におけるまん延防止が図られ、7月19日を以って、我が国は国際的に清浄国に復帰致しました。これまでの皆様の御尽力に感謝申し上げます。

本病については、日頃から発生予防に不断に取り組み、そして、万が一発生があった場合には迅速に対応し、被害を最小限に防止することが重要であり、今回得られた経験を活用すべく、今回の防疫対応を総括することとしました。

この報告書が、各位において今後の本病対策に活用され、我が国において発生予防、まん延防止が一層図られますことを期待しています。

平成21年8月21日

農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部長

近 藤 基 彦

- 目 次 -

総論

- 1 概要
 - (1) 発生の経緯等 1
 - (2) 発生の特徴 2
- 2 防疫措置等と今後の教訓 2

各論

- 3 具体的な対応と課題
 - (1) 講じた防疫措置 5
 - ア 監視体制の強化 5
 - イ 確定診断 5
 - ウ 防疫対応 7
 - エ 焼埋却 7
 - オ 移動制限 8
 - カ 高病原性鳥インフルエンザ対策本部、関係機関等の連携 . 9
 - キ 清浄性の確認 10
 - ク 家きん疾病小委員会及び疫学調査チーム 12
 - (2) 経営支援措置等 13
 - ア 家畜伝染病予防費 13
 - イ 食の安全・消費者の信頼確保対策交付金 13
 - ウ 家畜防疫互助基金 14
 - エ 希少育種資源増殖回復特別対策事業 14
 - オ 買い控え防止 15

総論

1 概要

(1) 発生の経緯等

農林水産省は、平成 20 年の野鳥での高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成 16 年 11 月 18 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)の改正等を行い、同年 10 月から都道府県によるモニタリングや報告徴求など監視体制を強化した。

うずらについては、これまでも一部の県でモニタリングが行われてきたが、主産地の愛知県はこのモニタリングの強化を踏まえ、初めて 3 戸のうずら農場を対象に検査を実施した。このうち 1 戸において、21 年 2 月 27 日にウイルスが分離され、H7N6 亜型(弱毒タイプ)の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。その後の検査で合計 7 例(3 例のウイルス分離農場及び 4 例の抗 H7HA 抗体陽性農場)の発生が確認された。

これらの発生に対し、愛知県は直ちに移動制限措置を講じるとともに、都道府県及び農林水産省からの防疫支援者の派遣等を受けながら速やかな周辺農場の検査、発生農場での殺処分等を進め、4 月 19 日に 7 農場すべての発生農場の防疫措置が完了し、5 月 11 日に移動制限がすべて解除された。また、家畜伝染病予防費による手当金、負担金(以下「手当金等」という。)食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金(以下「交付金」という。)希少育種資源増殖回復特別対策事業等により被害支援対策が講じられた。

この間、政府では、最初の発生が確認された 2 月 27 日に、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会を鋭意開催し、関係府省間の情報共有及び緊密な連携を図った。また、農林水産省では、同日以降、農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長：近藤基彦農林水産副大臣)を開催し、相互に現地情報の共有を図りつつ、関係部局が一体となって円滑な対応に努めてきた。さらに、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会(委員長：喜田委員)(以下「家きん疾病小委員会」という。)を随時開催し、今回確認されたウイルスが症状を示さない弱毒タイプであったことを踏まえつつ、防疫指針上、最も範囲の狭い(半径 5km 以内)移動制限の設定(注 1)、一定の防疫条件下における家きん卵等の移動制限の例外適用、抗 H7HA 抗体のみ陽性の農場に対する防疫措置など効果的かつ効率的な防疫措置等を講じてきたところである。また、疫学調査チーム(チーム長：伊藤委員)を設置し、感染経路に関する情報の収集や分析を行うため、発生農場の現地調査、原因ウイルスの性状解析(遺伝子解析、感染試験等)を行ってきた。

(注 1：2 月 27 日にウイルス分離した当初は半径 10km の移動制限を設定したが、弱毒タイプであることが判明したため同日中に直ちに移動制限を半径 5km に縮小。)

(2) 発生の特徴

ア 原因となった H7N6 亜型ウイルスは、うずらや鶏に病原性が低い弱毒タイプであった。また、疫学調査において、今回 3 農場から分離された 6 株のウイルス遺伝子の相同性は約 96 % であり、各農場に侵入してから時間が経過しているおそれがあること、病原性を決定する部位のアミノ酸配列の状況から強毒タイプへ変異するおそれが高かったこと等が確認された。

イ 今回初めて発生が確認されたうずらは全国の 7 割の飼養羽数が愛知県に集中する中、うずら関係業者間で種卵・ヒナの導入を行うとともに、共同で同一の業者が廃うずら、糞の処理等を行うなど相互依存の生産システムが形成されている。一方で、他の家きん業界との接点はあまりなく、限局した地域のうずら農場にのみ発生が確認された。

ウ このようなウイルスの特徴や地域の基幹産業であるという実態のもと、当初、発生農家を中心に防疫措置に係る不安やとまどいが見られた。このため、近藤副大臣による現地視察を始め、消費・安全局動物衛生課長から発生農家へのレターの送付及び再三にわたる農林水産省職員による農家等の現地訪問などきめ細やかな対応を行うことにより、防疫措置への理解を求めるとともに、農場からの要望の聴取を行ってきた。

2 防疫措置等と今後の教訓

(1) 今回の原因ウイルスは、症状を全く示さない弱毒タイプであった。しかしながら、強化モニタリングにより抗体が確認され、直ちにウイルス分離、抗原検出キット、PCR 法、遺伝子解析等を総合的に実施し、原因となるウイルスの特定と病原性の判定等を迅速に実施できた。今後も弱毒タイプのウイルスを的確に摘発していくためには、引き続き、我が国のモニタリング体制を維持していくことが必要である。また、必要な防疫措置が直ちに行えるよう、迅速な診断手法（リアルタイム PCR 等）の実用化等を進めることが重要である。

(2) うずら農場では、農場間の相互依存的な生産システムによる疫学的な関連が強く、他の家きん農場とのつながりはなく、今回の発生においてもうずら農場のみの感染が確認された。このようなことから、うずらに症状を示さない隠れた感染を確実に捕捉するため、全国のうずら農場の検査を実施し、感染が愛知県豊橋地域の 7 農場に限定していることが確認された。また、ウイルスの特徴や感染の状況から、ウイルスは分離されず抗体のみが確認された 4 ~ 7 例目については、うずらのみを移動制限の対象とするなどのまん延防止に支障のない範囲で、経済的、社会的な影響を考慮した対応を行った。

- (3) 愛知県では発生農場で殺処分したうずらや汚染物品等について迅速かつ適切に処理するため、発生直後から市町村、関係機関等と調整を行ってきた。本病発生後は、まん延防止措置を迅速に実施することが重要であり、都道府県では日頃から広域的かつ緊密な防疫連携の体制を構築し、特に焼却施設の確保については、市町村、関係者との協力体制と役割分担を確認し、予め万が一の発生に備えていくことが必要である。
- (4) 現地での防疫措置に当たっては、国の専門家（延べ 107 名）を愛知県に、東海農政局の防疫支援者（延べ 301 名）及び 5 県の家畜防疫員（青森、茨城、岡山、宮崎、鹿児島：延べ 32 名）を現地に派遣するとともに、動物検疫所からは備蓄防疫資材の緊急提供等を行い、円滑な対応が図られたところである。今回、これまでに構築してきた国、都道府県の連携による危機管理体制が有効に機能したことから、引き続き円滑な防疫措置を講じていくためにも全国的な防疫体制の連携強化を図ることが必要である。
- (5) また、効果的、効率的な防疫措置を実施するため、家きん疾病小委員会を開催するとともに、感染経路の調査のため、直ちに専門家からなる疫学調査チームを立ち上げ、すべての発生農場や疫学関連施設への調査を実施したほか、ウイルスの性状・感染試験等が行われた。その結果、世界的に類似のウイルスは確認されず、病原性を決定する部位のアミノ酸配列から強毒タイプへと変異する可能性が高かったこと等が確認された。また、我が国のモニタリングが弱毒タイプのウイルスの摘発に有効に機能していることの評価、うずら生産における衛生管理の向上の必要性についての提言等が行われた。このような専門家による検討体制は、レギュラトリー・サイエンス（注 2）に基づき防疫措置を検証し、防疫措置の改善等を図っていく上で極めて重要である。

（注 2：科学的知見と規制措置との間の橋渡しに使われる科学や研究）

- (6) 発生農場及び周辺農場等の被害には、法律に基づく手当金等が支払われた。また、うずらは畜舎内の構造等が鶏と異なることもあり、防疫作業に当たり畜舎や設備等の損壊、消毒薬の飛散による周辺農作物への被害があったことから、従来、手当金等の対象としていなかった防疫措置に伴う畜舎、設備等の損壊や消毒薬等による農作物等の被害の補償等について対象とした。

また、21 年度からうずらを家畜防疫互助基金の対象とするとともに、今回の発生については家畜防疫互助基金により措置される経営再開のための支援金や手当金等では対応できない周辺農場等の堆肥処理等のまん延防止に係る経費に相当するものを食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金により措置した。さらに経営再開に

向けて育種用のヒナの導入等を支援する希少育種資源増殖回復特別対策事業、家畜疾病経営維持融通事業による低利融資の対象とするなど様々な経営支援措置を講じた。

- (7) 高病原性鳥インフルエンザに対する正しい知識が消費者に伝わらないことによる買い控え等の防止のため、うずら卵等の安全性に関する食品安全委員会委員長談話、国、県のプレスリリースによる適切な情報の提供及び農政局による延べ約 53 千店舗に及ぶ巡回点検等に加え、関係者への細やかな情報提供に努めたところ、全国的には平静に推移した一方で、発生地域では加熱した報道が続いたことから、今後、発生都道府県におけるリスクコミュニケーションや報道対応に関する研修会等を通じて、適切かつ正確な情報を提供する体制を強化する必要がある。

各論

3 具体的な対応と課題

(1) 講じた防疫措置

ア 監視体制の強化

農林水産省は、20年4～5月に北海道、青森県及び秋田県で野鳥（オオハクチョウ）から本病ウイルスが分離されたことから、本病の監視体制の強化を検討し、防疫指針の改正等を行った。これにより、同年10月からモニタリングについて、対象家きんを採卵鶏のみからうずらを含むすべての家きんに拡大するとともに、対象戸数を1家畜保健所当たり1農場から3農場に増やした。このモニタリングの強化により、今回、うずらに症状を示さない弱毒タイプのウイルスによる1例目の発生が確認された。

イ 確定診断

1例目の発生確認後に徹底した調査を行ったところ、愛知県豊橋市に限定的に7例の発生が確認された。なお、1～3例目からはウイルスが分離され、4～7例目は分離されたウイルスの抗体の存在により発生が確認できた。

今回のウイルスは、症状を全く示さない弱毒タイプであった。しかしながら、モニタリングを強化したことにより、ウイルスの抗体が確認され、直ちにウイルス分離、抗原検出キット、ウイルス遺伝子確認検査（PCR）、遺伝子解析等を総合的に実施し、原因となるウイルスの特定と病原性の判定等を迅速に実施できた。今後も弱毒タイプのウイルスを的確に摘発していくためには、引き続き、我が国のモニタリング体制を維持していくことが必要である。また、必要な防疫措置が直ちに行えるよう、迅速な診断手法（リアルタイム PCR 等）の実用化等を進めることが重要である。

(ア) 1例目の確認

これまでも一部の県ではうずらを対象にモニタリングを実施してきたところであるが、うずらの主産地である愛知県においては監視体制の強化を踏まえ、本年2月より3戸のうずら農場を初めて定点モニタリングの対象とした。

愛知県は2月18日にうずらを採材し検査を実施したところ、1戸について、同月25日に抗原検出キット（いわゆる簡易キット）では陰性であったものの、抗体検査（ゲル内沈降反応）及びA型インフルエンザウイルスの遺伝子確認検査（PCR）で陽性を確認したことから、同日、当該農場の移動自粛を要請した。さらに、動物検疫所横浜本所でも追加試験を実施し、同月26日にA型インフルエンザウイルスの遺伝子確認検査（PCR）で陽性が確認された。また、同日、愛知県にて行ったウイルス分離検査によりA型インフルエンザウイルスが分離された。

同月 27 日に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）における赤血球凝集抑制試験で当該ウイルスが H7 亜型と判明し、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。このため、直ちに当該うずら農場の隔離を行うとともに、半径 10km の移動制限区域を設定した。同日、動物衛生研究所にて当該ウイルスが H A タンパク開裂部位の遺伝子（塩基）配列に基づくアミノ酸配列から弱毒タイプであることを確認したことから、防疫指針に基づき直ちに移動制限区域を半径 5km まで縮小した。3 月 1 日に動物衛生研究所にて当該ウイルスは H7N6 亜型であることが確定した。また、動物衛生研究所で実施した鶏接種試験でも、3 月 9 日に当該ウイルスの病原性が弱毒であることが確認された。

なお、農林水産省は、これらを踏まえ、「愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化について」（平成 21 年 2 月 27 日付け農林水産省消費・安全局長）を都道府県、関係機関、関係団体に発出し、緊急立入検査の実施、危機管理体制の点検等について注意喚起した。

(イ) 4 例目以降の確認

1 例目の確認後、半径 5km の移動制限区域内の農場について発生状況確認検査を行った。また、今回のウイルスはうずらに症状を全く示さない弱毒タイプであることから全国のうずら農場の調査も行った。この結果、本病ウイルスは愛知県豊橋市のうずら 3 農場のみで分離された。一方、検査を進める中で、抗体のみ陽性となる事例が確認された。このため動物衛生研究所で分析を進め、今回分離されたウイルスに対する抗体（抗 H7HA 抗体）を確認するための検査手法（プロトコール）が確立された。3 月 9 日の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（委員長：喜田委員）（以下「家きん疾病小委員会」という。）において、この検査手法及び抗体陽性である場合の取扱いについて検討を行い、今後は、この方法により検査を進めていくことについて了承を得た。農林水産省は、「愛知県内のうずら農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた今後の検査及び防疫対応について」（平成 21 年 3 月 10 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長）を通知し、ウイルスが分離されず、抗 H7HA 抗体が陽性となる事例については、経営者の意向を踏まえ、当該農場は厳格な飼養衛生管理のもと農場監視プログラムを適用する又は疑似患畜として殺処分等の防疫措置を講じること、半径 5km の移動制限はうずら農場のみを対象とすること等とした。

これにより、同月 18 日に 1 農場、同月 29 日に 3 農場、合計 4 農場のうずら農場でウイルスは分離されないものの抗 H7HA 抗体が確認されたことから、経営者の意向を踏まえ、発生農場と同様に殺処分等の措置が執られた。

ウ 防疫対応

うずら農場は、農場間の相互依存的な生産システムによる疫学的な関連が強く、今回の発生はうずら農場のみで感染が確認された。また、うずらに症状を示さない弱毒タイプであるというウイルスの特徴や愛知県豊橋市のうずら7農場に限局して発生するなど発生の状況から、ウイルスは分離されず抗体のみが確認された4～7例目については、うずらのみを移動制限の対象とするなどのまん延防止に支障のない範囲で、経済的、社会的な影響を考慮した対応がなされた。今回の防疫対応については、今後の弱毒タイプの発生等に備え、防疫指針の運用の一事例として整理しておく必要がある。

	1例目(約26万羽)	2例目(約20万羽)	3例目(約1万羽)	4例目(約67万羽)	5例目(約4万羽)	6例目(約3万羽)	7例目(約9万羽)
2月 25日	移動自粛(当該農場)						
27日	H7亜型ウイルス 確定 移動制限 (半径10km→5km)						
3月 1日		移動自粛(半径5km)					
2日							
3日	殺処分終了						
4日	焼却終了	H7亜型ウイルス 確定 移動制限					
5日	防疫措置完了						
9日		殺処分終了					
10日			移動自粛(半径5km) H7亜型ウイルス 確定 移動制限				
12日		焼却終了					
13日		防疫措置完了					
17日			殺処分終了				
18日				抗H7HA亜型抗体 確定 移動制限 殺処分終了			
26日							
27日	移動制限区域解除						
28日			焼却終了				
29日			防疫措置完了		抗H7HA亜型抗体 確定 移動制限	抗H7HA亜型抗体 確定 移動制限	抗H7HA亜型抗体 確定 移動制限
4月 4日		移動制限区域解除					
7日			焼却終了				
10日				殺処分終了			
11日							
12日				焼却終了		焼却終了	
14日						防疫措置完了	
15日							焼却終了
16日							
18日							
19日				防疫措置完了			防疫措置完了
20日			移動制限区域解除				
5月 11日				移動制限区域解除	移動制限区域解除	移動制限区域解除	移動制限区域解除
7月 21日				清 浄 国 産 鶏			

エ 焼埋却

今回の発生において、愛知県では発生農場で殺処分したうずらや汚染物品等について、防疫指針に基づき迅速かつ適切に処理するため、発生直後から関係する市町村、関係機関等と調整を行ってきた。この中で、特に焼埋却処分等の円滑な実施に当たっては関係者や地元住民への理解を得ながら進めていくことが求められた。丁寧な説明により適切な対応を進める必要もあったことから、結果として発生農場の防疫措置完了までに時間を要する面もあった。本病発生後は、迅速な防疫措置が求められるところであり、緊急時に備え事前対応として、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成16年11月18日農林水産大臣公表)の第1の2(2)に基づき、日頃より万一の発生の際の焼埋却等の実施にかかる合意形成や具体的な防疫演習の実施等、広域的かつ緊密な防疫連携

の体制の構築により、市町村や関係者等との連携体制と役割分担を確認しておくことが必要である。

なお、1 例目の発生農場に関する疫学調査の中で、愛知県による移動自粛の要請前に、廃うずらが出荷され、猛きん類の餌等に加工されていたことが確認された。このため出荷先を調査し、ほとんどのものは所在が確認され焼却された。一部は、すでに餌として利用されていたため、当該廃うずらを給餌された猛きん類について、出荷先の家畜保健衛生所により臨床症状の確認や経過観察を実施し、異常のないことが確認された。

オ 移動制限

今回の発生は、防疫指針に基づき 1 ~ 3 例目の発生農場を中心とした半径 5km 以内の区域を移動制限区域と設定し、家きん、その死体又は本病を広げるおそれのある物品等の移動を制限した（なお、1 例目では当初半径 10km としたが弱毒タイプと判明した後、直ちに半径 5km とした。）。また、ウイルスが分離されず、抗 H7HA 抗体のみが確認された 4 ~ 7 例目の発生農場については、半径 5km 以内の区域のうずら、その死体又は本病をまん延するおそれのある物品等の移動のみを制限した。

また、今回の発生において、弱毒タイプのウイルスによるものであったこと、愛知県の一部の限定された地域のうずらにのみ感染が確認されたこと等の特徴を踏まえ、家きん疾病小委員会の助言を受けながら、所定の衛生的な措置を行うことにより、本病のまん延防止措置に支障のないことが家畜防疫員により確認された場合にあっては、移動制限の例外措置を適用した。

(7) 家きん卵のGPセンターへの移動

防疫指針の第 2 の 5(1)のエ(ウ)、(ク)により、移動元の農場は家きん卵出荷検査（臨床検査、ウイルス遺伝子検出検査（PCR）で本病ウイルスの存在が確認されないこと（ただしうずら農場にあっては、血清抗体検査、ウイルス分離検査を追加）他の家きん飼養農場の近隣を通行しない輸送ルートが設定されていること、移動先のGPセンターは病原体拡散防止措置が確認されていること等を条件に、移動制限区域内外の家きん卵を移動制限区域内外のGPセンターへ移動できるよう制限の例外措置を適用した。

(イ) 家きんの排せつ物のたい肥センターへの移動

防疫指針の第 2 の 5(1)のエ(オ)により、移動元の農場は、発生状況確認検査（臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査。以下同じ。）で本病ウイルスの存在が確認されないこと、他の家きん飼養農場の近隣を通行しない輸送ルートが設定されていること、移動先のたい肥センターは病原体拡散防止措

置が確認されていること等を条件に、移動制限区域内外の家きんの排泄物を移動制限区域内外のたい肥センターへ移動できるよう制限の例外措置を適用した。

(ウ) 家きん（うずらを除く）の食鳥処理場への移動

家きんの移動制限の例外措置にかかる具体的な取扱いは防疫指針に明示されていないが、平成 17 年に茨城県での弱毒タイプの発生事例の際の対応を参考に、防疫指針の第 2 の 5(1)のエ(ウ)により、今回も次のような対応を行ったところである。

家きん（うずらを除く）について、移動元の農場は、出荷予定ロットの検査（臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査。以下同じ。）で本病ウイルスの存在が確認されないこと、他の農場の近隣を通行しない輸送ルートが設定されていること、移動先の食鳥処理場は病原体拡散防止措置が確認されていること等を条件に、移動制限区域内の家きん（うずらを除く）を移動制限区域外の食鳥処理場へ移動できるよう制限の例外措置を適用した。

(エ) ひな（うずらを除く）の家きん飼養農場への移動

移動制限区域内の家きん飼養農場へのひなの移動制限の例外措置にかかる具体的な取扱いは防疫指針に明示されていないが、今回の発生の特徴を踏まえ、防疫指針の第 2 の 5(1)のエ(ウ)により、ひな（うずらを除く）については次のような対応を適用したところである。

ひな（うずらを除く）について、移動元の農場が移動制限区域内にある場合は発生状況確認検査及び出荷予定ロットの検査で本病ウイルスの存在が確認されないこと、移動先の農場はと同様の検査で陰性であり、かつ農場の病原体拡散防止措置が確認されていること、他の農場の近隣を通行しない輸送ルートが設定されていること等を条件に、移動制限区域内外のひな（うずらを除く）を移動制限区域内の家きん飼養農場（うずらを除く）へ移動できるよう制限の例外措置を適用した。

カ 高病原性鳥インフルエンザ対策本部、関係機関等の連携

(ア) 農林水産省における対応

2 月 27 日、愛知県において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受け、直ちに農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部（本部長：近藤基彦農林水産副大臣）（以下「省対策本部」という。）を開催し、必要な防疫措置等による本病のまん延防止、消費者への情報提供に万全を期すことを決定した。

3 月 2 日、近藤農林水産副大臣が愛知県現地対策本部を訪問し、防疫措置の

対応状況等の説明を聴取するとともに、防疫対応に万全を期すよう指示した。

3月4日、家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒の実施、全国からの獣医師（家畜防疫員）の派遣、うずら農場の全国的な調査とその結果の早期把握等を決定した。

3月12日、愛知県の鳥インフルエンザ対応の現状及び今後の対応について確認した。

3月31日、防疫措置の実施に加え、適切な経営支援の実施及び感染経路の究明に着実に取り組んでいく旨確認した。

5月14日、引き続き、愛知県のうずら産業の再生に向けた支援及び感染経路の究明等を実施することを決定した。

また、東海農政局においても、2月27日、東海農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、関連情報の収集、愛知県の要請に基づく円滑な人的支援、店頭での表示状況調査、消費者相談窓口の開設等の実施を決定するなど、延べ24回開催した。

(イ) 関係省庁等における対応

2月27日、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会」を開催し、本病対策について、関係省庁で連携して対応することを確認した。

食品安全委員会においては、うずら卵等の安全性に関する委員長談話を発表。厚生労働省、環境省等においては、防疫作業従事者等の健康調査、発生農場周辺の野鳥の生息状況調査等を実施した。

(ウ) 現地への応援等

現地での防疫措置に当たっては、国の専門家（延べ107名）を愛知県に、東海農政局の防疫支援者（延べ301名）及び5県の家畜防疫員（青森、茨城、岡山、宮崎、鹿児島：延べ32名=8名×4日）を現地に派遣するとともに、動物検疫所から備蓄防疫資材の緊急提供等を行い、円滑な対応が図られたところである。今回、これまでに構築してきた国、都道府県の連携による危機管理体制が有効に機能したことから、引き続き円滑に防疫措置を講じていくためにも全国的な防疫体制の連携強化を図ることが必要である。

キ 清浄性の確認

(ア) 移動制限区域内

発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜の決定を受けて、直ちに発生農場の隔離等のまん延防止措置を講ずるとともに、半径5km以内の移動制限区域内の全ての家きん農場に

ついて臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査を行った。

2月27日の1例目の発生確認後、翌28日及び3月1日に移動制限区域内の24農場（うずら8、採卵鶏10、肉用鶏4、あいがも2）の検査を実施し、うずら5農場（後の2～6例目発生農場）で抗体陽性を確認した。

また、3月4日の2例目の発生確認後、翌5日、6日に移動制限区域内の9農場（採卵鶏4、うずら1、肉用鶏2、あいがも2）の検査を行い、うずら1農場（後の7例目発生農場）で抗体陽性を確認した。

3例目以降の発生状況確認検査では、新たな陽性農場は確認されなかった。

清浄性確認検査

各発生農場の防疫措置が完了し、発生状況検査から10日以上経過した時点で、半径5km以内の移動制限区域内の全ての家きん農場を対象に2回目の検査（すなわち清浄性確認検査）を実施した。

3月23日から4月28日にかけて、空舎になった3農場を除く計31農場（うずら5、採卵鶏19、肉用鶏3、あいがも4）について立入検査を実施し、すべての農場で陰性を確認した。

移動制限解除後の検査

5月11日に4～7例目発生農場に係る移動制限が解除された後、指針に基づき解除後3か月間は移動制限区域内にあった農場の監視を継続し、家きんの所有者から死亡羽数等の状況の報告を受けるとともに、6月9日から7月15日に移動制限区域内の33農場（空舎の1農場を除く）及び疫学関連の9農場について臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施し、全ての発生農場において陰性を確認した。

(イ) 全国うずら農場調査

愛知県におけるうずら農場での本病発生が、症状を全く示さない弱毒タイプのウイルスによるものであったこと、うずらについては農場や業者間の関係が強く相互依存的な生産システムが確認されたことを踏まえ、全国のうずら農場の調査を実施することとされた（3月4日農林水産省高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部決定）。これにより、3月18日までに愛知県以外の37道府県154施設及び3月28日までに愛知県の移動制限区域以外の19施設のうずら農場（合計173施設）の立入検査を実施し、臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査等を実施し、すべての農場において異常は確認されなかったことから、今回の発生が愛知県豊橋市に限局していることが確認された。なお、静岡県のおいては抗体検査陽性となったが、抗H5及びH7HA抗体の確認検査で当該抗体は確認されず、その後のモニタリング検査で陰性が確認された。また、このような全国的な調査を直ちに実施できる我が国の家畜防疫体制の維持が極めて重要であることが認識された。

(ウ) 発生農場の経営再開のための検査

発生農場について約1週間間隔で計3回反復して消毒を実施した後、4月28日から5月14日に発生農場のうずら舎の床、壁、天井等からのウイルス分離検査を実施し、すべて陰性を確認した。

さらに、清浄性確認のため、モニター家きんとなる清浄なうずらを導入し、5月12日から6月23日にモニター家きんの臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施し、すべての発生農場において陰性を確認した。

ク 家きん疾病小委員会及び疫学調査チーム

(ア) 家きん疾病小委員会

今回の愛知県における本病の発生を受け、2月28日、3月9日及び3月31日に家きん疾病小委員会を開催し、事務局より防疫措置について報告し、今後の防疫措置について助言等をいただきながら、効果的かつ効率的な防疫対応を執った。

具体的には、移動制限区域の範囲、移動制限の例外措置、抗H7HA抗体の検査手法及び陽性時の防疫措置等について検討を行った。さらに、分離された4株のウイルス遺伝子の相同性（約96%）、ウイルス性状の解析、感受性試験等の疫学調査に関する方針等についても検討された。

なお、今回の発生は昨年秋から強化したモニタリングや死亡家きん数の報告など監視体制が有効に機能した結果であるとともに、初発例で速やかにウイルス分離までの対応を進めた我が国の高病原性鳥インフルエンザ検査体制は高く評価され、引き続き、このような体制を継続することが本病対策に大変重要とされた。

(イ) 疫学調査チーム

今回の発生確認を受け、直ちに疫学調査チーム（チーム長：伊藤委員）を立ち上げた。本病の発生に関しては、疫学関連情報を収集、分析し、今後の防疫措置における教訓を得ることが重要であり、ウイルス学、疫学、野生動物、うずら飼養管理等の専門家により構成される疫学調査チームが家きん疾病小委員会からの助言を受け、調査報告書を取りまとめることとしている。

3月7日から4月22日までに計4回の現地調査等が行われた。また、動物衛生研究所、北海道大学及び鳥取大学により、今回分離されたウイルスの遺伝子性状の解析や各種動物での感染実験による感染力の程度等について調査が進められている。

(ウ) レギュラトリー・サイエンスに基づく防疫対応

疫学調査チームにより、すべての発生農場や疫学関連施設への調査を実施するとともに、ウイルスの性状・感染試験等が行われた。その結果、世界的に類似のウイルスは確認されなかったが、病原性を決定する部位のアミノ酸配列から強毒タイプへと変異する可能性が高かったこと等が確認された。また、我が国のモニタリングが弱毒タイプのウイルスの摘発に有効に機能していることや、うずら生産における衛生管理の向上の必要性についての提言等が行われた。このような専門家による検討体制は、レギュラトリー・サイエンスに基づき防疫措置を検証し、防疫措置の改善等を図っていく上で極めて重要である。

(2) 経営支援措置等

ア 家畜伝染病予防費

家畜伝染病予防費による手当金等により、発生農場だけでなく、発生農場を起点とした半径 5km 以内の移動制限区域内農場、疫学関連農場等に対して被害支援対策が講じられた。

(ア) 手当金

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜として殺処分したうずらについては、発生農場に手当金（家畜伝染病予防法第 58 条）を交付した。また、焼却等に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染又は汚染したおそれがある物品について、発生農場、疫学関連農場、ふ化場等の関連施設に手当金の交付を行った。

(イ) 負担金

衛生資材費、薬品費、焼却埋却に要する費用と併せて、発生農場及び移動制限区域内の農場が被った移動制限に起因する家きん等の売上げの減少又は飼料の係り増し費用等（家畜伝染病予防法第 60 条第 2 項）について負担金により措置を行った。

また、うずら舎の構造等が鶏の場合と異なることから、今回の防疫作業の際に、うずら舎やその設備等の損壊、消毒薬の飛散による周辺農作物への被害が生じた。このため、従来、負担金の対象としていない防疫措置に伴う畜舎及び設備等の損壊、消毒薬等による農作物等の被害、埋却場所確保のための経費等（家畜伝染病予防法第 60 条第 1 項第 8 号）についても負担金により措置を行った。

イ 食の安全・消費者の信頼確保対策交付金

今回の発生のように臨床症状がなく弱毒タイプについて今後も迅速に摘発するためには、的確なモニタリング検査が必須である。今後もモニタリングへの善意の協力者の経営を支援し、的確なモニタリングへの協力を得る必要がある。一方、

発生当時、うずらについては、家畜防疫互助基金の対象となっていなかったため、21年度からうずらについても家畜防疫互助基金（後述）の対象家きんとした。さらに、交付金のメニューに次のものを追加し、地域の実情に応じて、愛知県のうずら農場にかかる支援を行った。

- (7) 発生農場が経営再開を行っていくために必要となる経営再開までの経営維持、器具、機材の購入・メンテナンス、円滑な経営再開のための雇用の維持に係る経費等の発生農場に対する支援
- (4) 家畜伝染病予防費負担金では対応ができない周辺農場等疫学関連農場における堆肥処理等のまん延防止に係る経費

ウ 家畜防疫互助基金

本互助基金は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、発生農場の損失を最小限にとどめ、経営を維持・継続することができるよう生産者自ら積み立てを行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国（（独）農畜産業振興機構）が支援を行うものである。

本互助基金の対象家きんは、20年度までは、鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏）のみであったが、愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、21年度の新事業期間からうずらを追加した。うずらにおける契約事務や互助金交付等の業務は、鶏と同様に（社）日本養鶏協会が実施し、加入促進業務は、都道府県養鶏協会等が実施することとしている。本互助基金では、発生農場に対し、経営支援互助金として、空舎期間等の実態に応じて、契約羽数、殺処分羽数及び新規導入羽数のうち、いずれか少ない羽数を対象として支払われる。また、焼却・埋却等互助金として、実際に加入者が負担した焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から、家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額が支払われる。

エ 希少育種資源増殖回復特別対策事業

日本うずら（学名 *Coturnix japonica*）は、他国にはない我が国固有の貴重な家きん資源であり、その7割以上が愛知県で飼養（約400万羽）される中、鳥インフルエンザ発生うずら農家における殺処分実施（約160万羽）により、この希少な育種資源が枯渇し、今後のうずら生産に影響が出ることが懸念された。このような特殊事情にかんがみ、今回のうずらに限り、その増殖を円滑に進めるために育種用うずらの導入経費等に対する助成について措置したものである。

この「希少育種資源増殖回復特別対策事業」については、緊急的な事業実施の必要性から、畜産業振興事業の「高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業」の1メニューとして、事業実施主体である（社）全国家畜畜産物衛生指導協会に平成21年3月29日付けで1億円の基金を造成して対応した（その後、団体

統合により平成 21 年 4 月 1 日より、事業実施主体は（社）中央畜産会）。

なお、事業の創設と併せて、国では、愛知県以外の清浄性が確認されたうずら農場に対し、愛知県への種卵等の供給可能性について調査を実施し、その結果（月当たり最大で種卵約 50 万個等）を愛知県に対し情報提供した。

本事業では、愛知県、豊橋市、殺処分農家等により構成する「愛知県うずら資源増殖回復推進協議会」が承認する経営回復計画に基づき、殺処分農家が県内外からうずら等を導入する場合に、発生前の経営規模に達するのを上限に、その費用の 1/2 に相当する額を定額助成することとしている。

オ 買い控え防止

(ア) 消費者に対する情報提供等

2 月 27 日、本病の発生を受け、各地方農政局・農政事務所に対し、「愛知県産のうずらは扱っていません。」等の不適切な表示の巡回調査を実施するよう指示した。

農政事務所の職員が食品スーパー等（延べ 52,823 店舗）の巡回調査を実施し、うずら卵等の店頭表示の状況を点検した。その結果、309 店舗（0.6%）について不適切な表示が確認されたことから、当該店舗に対して撤去・修正を要請し、すべての店舗において、不適切な表示の是正が図られた。

併せて、消費者団体等に対し、うずらの卵等の安全性や発生状況等について随時情報提供を実施した。また、うずら卵等の安全性に関する正確な情報を伝えるためのポスターを愛知県に送付した。

なお、3 月 2 日、食品安全委員会は、うずら卵等の安全性に関する委員長談話を発表した。

(イ) 事業者等に対する情報提供

2 月 27 日、学校給食を含む食品関係団体に対し、正確な情報の提供を依頼する文書を発出した。一部の地域の学校給食会がうずら卵の使用を自粛したことから、文部科学省と愛知県等に対して、学校給食に関し不適切な対応がなされることのないよう対応を依頼した。関係者への細やかな情報提供に努めたところ全国的に平静に推移した一方で、発生地域では加熱した報道が続いた。このため、今後、発生都道府県におけるリスクコミュニケーションや報道対応に関する研修会等を通じて、適切かつ正確な情報を提供する体制を強化することが必要である。